

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2008 年度事業計画書(案)

< 事業概要 >

1) 海外事業：セーブ・ザ・チルドレン世界連盟が取り組む紛争国の教育支援キャンペーン「Rewrite the Future～いっしょに描こう！子どもの未来」の一躍を担うべく、引き続きネパール、アフガニスタン等で教育事業に専念するとともに、日本で開催される世界主要国サミットの機会をとらえたアドボカシー活動にも注力する。ベトナム、ミャンマーでは SCJ のもう一つの柱である母子保健活動の向上と拡大をめざし、前年度に開始したモンゴル事業は保護・教育分野で活性化を図る。また、より多くの子どもたちへの支援実現のためには国際機関との関係強化を重視し様々な働きかけを試みる。

2) 緊急支援事業：SC 世界連盟の主要課題の 1 つである緊急支援により積極的に取り組んでいく。特に、南アジア水害被災者支援（ネパール・パキスタン）、イラク避難民支援（ヨルダン・シリア）について、世界連盟における役割を強化していく。同時に、緊急から開発へ継続的に事業を実施していけるよう国連機関や国際機関などの資金を獲得していく。また、緊急支援に関する広報を強化し、より多くの民間資金や寄付の獲得を目指していく。

3) 子どもの権利事業の拡大：子どもと共に、子どもの権利の理解を促進するために、「チャイルド・ライツ・センター」を核としながら、子どもの権利を推進していく。具体的には、スピーキングアウト事業においては、地方展開による量、および教材開発による質の拡大を目指す。また、アンケートやインタビュー等による子どもの声・意見を聞き、子どもをとりまく問題に対する調査を実施する。さらに、SC アライアンスの知見を生かした書物の翻訳、職業従事者への研修機会の提供、シンポジウムの開催などを通じて、子どもの権利推進、保護のための連携形成・強化をはかる。

4) 事業強化：子どもの権利事業とも連動させ、セーブ・ザ・チルドレンの根幹である子どもの権利に基づく事業の徹底を図り、子どもにより良い変化をもたらせるようにする。そのために、研修の実施など職員の能力強化を図っていく。同時に、専門人材育成と登用、リーダーシップ・モチベーションの向上維持など取り組んでいく。セーブ・ザ・チルドレン運動推進のための担い手・賛同者としてボランティアと共に運動推進を図っていく。

1. 海外事業

(1) ネパール

①コミュニティへの働きかけを通じた公立小学校教育の質の改善事業

コミュニティの参加を通じて公立小学校の運営を改善し、公立小学校教育のアクセスと質を向上させ、子どもの「初等教育を受ける権利」を保障する。

[地域] ネパール東部平野地帯のマホタリ郡の計5ヶ村

[対象] 3～14歳の子ども

[活動の紹介]

- ・ 学校改善計画が学校運営委員会や地域住民の協力を得て、学校運営の改善に向けて立案、モニタリング、評価を行う。
- ・ 学校入学キャンペーン、分校、編入学準備のための識字教室、幼児開発教育、障がい者支援教育を実施する。
- ・ 教室増築や修理など学校インフラ支援を行う。
- ・ 質の高い教育を実現するために、教師への研修を行い、またボランティア教師を派遣する。
- ・ 地域社会全体で、子どもへの暴力に関する問題意識が高まるよう、子どもの保護に関する研修を実施し、また子ども自らによる「子どもエンパワーメント委員会」を結成する。

[主な資金の用途] 学校インフラ設備費、研修費、人件費など。

[期待される成果]

- ・ 公立小学校の運営が改善される。
- ・ すべての子どもが質の高い教育を受けられるようになる。
- ・ 「すべての子どもはあらゆる暴力から守られなければならない」という社会規範が形成される。

②幼児開発教育・小学校教育連携事業

早期幼児開発（ECD）と小学校教育の連携を強化することによって、前者から後者へのスムーズな橋渡しを実現し、子どもたちが質の高い教育を受けられるようにする。

[地域] 事業地域：ネパール東部平野地帯のマホタリ郡

[対象] 対象地域内の3～14歳のすべての子ども

[活動の紹介]

- ・ ECD運営委員会の能力向上の為の研修や、施設の建設および修理を行う。
- ・ 学校運営委員会の能力向上の為の研修や、小学校施設の修理、備品や図書補助を行う。

[主な資金の用途] 関連施設の建設および修理費、小学校施設の修理費など。

[期待される成果]

- ・ ECDを強化することによって3～4歳の子どもの教育体験を改善し、小学校教育

へのスムーズな橋渡しを実現する。

- ・ 5～14歳の子どもの小学校教育へのアクセスおよび定着率を改善する。

③武力紛争の影響下にある子どもの教育事業

武力紛争の影響を受けた子どもが質の高い教育を受けられるようにする。

[地域] ネパール西部平野地帯のダン郡とスルケット郡の2市・15ヶ村、30学校区

[対象人数] 対象地域内で武力紛争の影響を受けた3～14歳の子ども約6,000人

[活動の紹介]

- ・ 就学状況実態調査を行い、実状を理解した上で、特に紛争の影響を受けたより多くの子どもたちが教育にアクセスできるよう、ECDへの入学促進、学校入学キャンペーンの実施、編入入学準備の為の識字学級の開設、奨学金の支給を行う。
- ・ 学習の遅い子どものための補習授業を実施する。
- ・ 紛争寡婦の子どものための職業訓練や収入向上支援を行う。
- ・ 生徒中心の教授法研修、非暴力教授法に関する研修、及び先住民族の母語による授業研修を行う。
- ・ ボランティア教師を派遣し、リベラル・プロモーションの普及する。
- ・ 1、2年生用教室を修復する。
- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもたちがグループを結成し、彼らの状況への理解向上の為の活動を行う。
- ・ 学校運営委員会、PTA、郡教育事務所職員を対象とした能力強化研修や訪問研修を実施する。
- ・ 学校改善計画が教育改善を目指して、計画の立案、実施、モニタリングを行う。

[主な資金の使途] 研修費、啓蒙活動費、管理費など。

[期待される成果]

- ・ 小学校教育の質や学習環境を改善し、武力紛争の影響を受けた子どもが教育を受け続けられるようになる。
- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別が解消される。
- ・ 公立小学校の運営が改善される。

(2) ベトナム

①乳幼児総合発育事業

イエンバイ省人口家族子ども委員会および教育局とのパートナーシップにて、未就学児の総合的発育を促進するための活動を行う。

[地域] イエンバイ省ルックイエン郡

[対象人数] 約1,000世帯の子どもと保護者。3歳未満児約1,000人、3-5歳児約1,000人、妊産婦200人と約5,000人の妊産期（15歳以上49歳以下）女性。

[活動の紹介]

- ・ 栄養不良児の保護者を対象に栄養など子育てに関する研修を行う。
- ・ 妊婦や子どものいる貧困家庭に家庭菜園での野菜栽培を奨励する。
- ・ 妊婦への産前検診実施体制を強化する。
- ・ 対象地域内での子育て環境において、子どもの総合的発育（身体的・社会的・情
操的・知的など）のための要素を盛り込んだ新規教育方法を導入する。

[主な資金の使途]研修費、診療所機材費、種苗購入費、書籍購入費など。

[期待される効果]

- ・ 地域内での栄養不良率が 2 割以上削減される。
- ・ 地域内の幼稚園への就学率が 95%以上となる。
- ・ 現地パートナーの事業運営能力が向上する。

①得総合的発育フォローアップ事業

昨年度からの事業継続を行い、3 歳未満児の得総合的発育を促進するための預金活動
と貸付活動を監理する

[地域]イエンバイ省チャンイエン郡

(3) ミャンマー

①子どもの健康と栄養事業

住民に対する行動変容支援、経済的に食料を確保する収入源、医療施設のサービス強化
支援を通じて、5 歳未満児や授乳中母親の健康増進を図る。

[地域] 事業地域：バゴ西管区ジゴン町・テゴン町

[対象人数] 3,000 人（直接裨益）、30,000 人（間接的裨益）

[活動の紹介]

- ・ 3 歳未満の栄養不良児に給食、5 歳未満児の親に保健・栄養教育を実施する。
- ・ 収入創出につながる家畜などを配布する。
- ・ 簡易保健所の建設、井戸の建設を実施する。

[主な資金の使途] 研修費、給食食材費、家畜、建設費など。

[期待される成果]

- ・ 栄養不良児の割合が 45%から 35%に改善される。
- ・ 貧困世帯の家計が改善し、健康と食材への支出が増える。
- ・ 医療施設の建物、設備が整備される。

②子どもの健康と栄養事業

住民に対する行動変容支援や医療スタッフへのサービス強化支援を通じて、5 歳未満児
や授乳中母親の健康増進を図る。

[地域] 事業地域：カレン州パアン町

[対象人数] 1,200人（直接裨益）、13,000人（間接裨益）

[活動の紹介]

- ・ 3歳未満の栄養不良児に給食、5歳未満児の親に保健・栄養教育を実施する。
- ・ 3歳未満の栄養不良児と授乳中の母親等に栄養剤等を投与する。
- ・ 助産婦の研修を実施する。
- ・ ハエ防止型トイレを普及する。
- ・ 栄養不良児の家庭に野菜種子とニワトリの雛を配布、緑黄野菜と卵から栄養を摂取する。同様に稲田養殖で育った魚からの栄養を摂取。
- ・ コミュニティ・キャパシティービルディング

[主な資金の使途] 給食食材費、医薬品、建設費、研修費、医療機材費、ハエ防止型便器、種苗・家禽など。

[期待される成果]

- ・ 栄養不良児の割合を45%から35%に改善する。
- ・ 母親の栄養に対する知識が向上する。
- ・ 助産婦の技術が向上する。
- ・ 家庭の衛生状態が改善する。
- ・ 栄養不良児の家庭で栄養価の高い食物が確保される。
- ・ 子どもの健康と栄養改善に対するコミュニティの知識が向上する。

(4) アフガニスタン

①女子識字教室

学校に通うことのできない学齢期の女子や教育機会を持てなかった女性に識字教育の場を提供し、小学校3年分の読み書きと計算ができるように指導する。

[地域] パーミヤン州サイガン郡

[対象人数] 7～35歳の女子・女性計185名

[活動の紹介]

- ・ 10か村で週6日2時間の授業（国語と算数）を開催する。
- ・ 教員に対する教授法研修を実施し、日々の授業で活用できるよう指導する。

[主な資金の使途] 教室開催費、教員人件費、文具費など

[期待される成果]

- ・ 識字3課程を修了した女子・女性は読み書きや計算の基礎ができるようになる。
- ・ 希望する学齢期の女子は、公立小学校4年生へ編入し学業を続ける。

②チャイルド・フォーカス・保健衛生研修

学齢期の子どもたちを対象に、保健衛生研修を実施し、子どもたちが家庭内や校内で

の手洗いの大切さなど公衆衛生の基礎知識を身につけ実践できるよう指導する。

[地域] バーミヤン州サイガン郡

[対象人数] 学齢期の子ども 100 名

[活動の紹介]

・ 冬期休暇の期間、サイガン郡の子どもを対象に保健衛生向上のための研修を開催する。

[主な資金の使途] 研修費、講師人件費など

[期待される成果]

・ 子どもたちが保健衛生の知識を深め、家や学校内で手洗いの習慣を身につけ、健康管理への意識が高まる。

③学校教員サポート事業

学校教員や学校関係者は研修やワークショップ参加を通じて、校内暴力や虐待への問題性について理解を深めたり、親やコミュニティの学校運営参加の重要性について学んだりして、子どもたちが安全でより良い環境で教育を受けることができるようになる。

[地域] バーミヤン州サイガン郡および他郡

[対象人数] 小学校教員 50 名、PTA メンバー 25 名

[活動の紹介] 冬期休暇の期間、小学校教員および PTA メンバーを対象に能力向上研修を開催する。

[主な資金の使途] 研修費、講師人件費など

[期待される成果]

・ 教員や親たちが校内暴力や虐待への問題意識を高め、家庭内および学校内で子どもへの身体的・精神的暴力がなくなる。
・ 親やコミュニティが学校運営に参画する機会が増える。

(5) モンゴル

①ストリートチルドレンに対する支援の実施及び障害児のための統合教育研修の実施

- 1) ストリートチルドレンの生存のための物心両面支援と地域社会のサポート体制強化
- 2) 障害児のための学校設備改善と学校教員に対する障害児統合教育研修

[地域] ウランバートル市バヤンゴル地区、セレンゲ県、フフスゴル県

[対象人数] 1) ストリートチルドレン約 280 名、ソーシャルワーカー等約 200 名
2) 障害児 50 名、学校教員 70 名

[活動の紹介]

・ ストリートチルドレンが日中立ち寄れる「子どもセンター」の運営と生活支援・生活指導、アウトリーチ活動
・ 家族再統合・生活再開支援

- ・子ども保護関連施設職員（ソーシャルワーカー含む）能力向上研修
 - ・学校設備改善工事
 - ・障害児の統合教育に関する教員研修
- [主な資金の使途] センター運営費、研修費、改修工事費など。
- [期待される成果]
- ・ストリートチルドレンが生存に必要なサポート・指導を受けられる。
 - ・ストリートチルドレンが家族、親戚、里親と統合し、生活を開始できる。
 - ・子ども保護関連分野で働く職員の能力が向上し、ストリートチルドレンを始めとする保護が必要な子どもがより適切なサポートを受けられるようになる。
 - ・地方の学校において障害児の通学・学習環境が向上する。
 - ・地方の学校において統合教育が実施されるようになる。

②子どもの保護サポート体制改善事業の企画・形成のための基礎調査事業

保護者の庇護下でない子どものサポート体制の企画・形成のために基礎調査を実施する。

[地域] 事業地域：ウランバートル市3地区、ドルノド県

[対象人数] 同国の18歳以下の保護を必要とする子ども全員

[活動の紹介]

- ・ 基礎調査実施準備（調査手法研修含む）
- ・ 対象地域で定性及び定量調査手法を用いた調査の実施
- ・ データ分析・調査報告書の作成・翻訳・出版
- ・ 調査結果公表のためのワークショップの実施

[主な資金の使途] 調査員派遣旅費、人件費、調査報告書作成費、管理費など。

[期待される成果]

- ・ 同国において保護者の庇護下でない子どもの現状が把握され、既存のサポート体制が再検証され、その調査結果が新規事業企画・形成のために活用される。

③暴力のない公平な教育環境推進事業

公教育の現場において、体罰を含めた暴力、不正、差別がきちんと監視・防止されるように、生徒、保護者、市民社会団体が学校運営に積極的に参加できるメカニズムを立ち上げる。

[対象人数] 生徒 13,500名、同校教員 525名、学校運営責任者 60名、生徒会メンバー330名、保護者会メンバー330名等

[地域] 事業地域：ウランバートル市2地区及び5県

[活動の紹介]

- ・ 公教育・学校運営監理者に対し公教育監理・学校運営能力向上研修を実施する。
- ・ 教員に対し体罰、不正、差別のない教育実践のための能力向上研修を実施する。

- ・ 生徒会、保護者会の組織化・強化、また市民社会団体のネットワーク化・強化を行う。
- ・ ジャーナリストに対し、子ども保護及び公教育関連報道に係る報道スキル向上研修を実施し、研修修了者と協同でメディアを使った啓発活動を展開する。
[主な資金の使途] 研修費、啓発活動費、人件費など。
[期待される成果]
- ・ 公教育の現場で改正教育法及び新条項が遵守され、教員による体罰、不正、差別が著しく削減される。

④体罰や虐待から子どもを守る教育/育児事業（教材開発及び普及）

体罰に拠らない教育手法・育児手法カリキュラム及びマニュアルを開発し、公教育関係者、保護者および現職社会福祉教員への普及・定着を図る。

[地域] 事業地域：ウランバートル市2地区及び8県

[対象人数] 大学教員 55 名、公立学校教員 350 名、保護者 340 組、大学生 160 名、社会福祉教員 45 名等

[活動の紹介]

- ・ ポジティブ・ディシプリン教育法カリキュラム及びマニュアルを開発・出版し、普及・定着のための研修を教員養成大学及び対象公立学校で実施する。
- ・ 育児法マニュアルを開発し、対象地域の親・保護者に配布する。
- ・ 同国の社会福祉学部・学科を持つ大学を対象に、「子ども保護」という学業領域の学習カリキュラム及び教科書 2 種類を開発・出版し、普及・定着のための研修を実施する。
- ・ 現職の社会福祉士を対象に「子ども保護」能力向上研修を実施する。

[主な資金の使途] カリキュラム、教材開発・出版費、研修費、啓発活動費など。

[期待される成果]

- ・ 体罰を行わないポジティブ・ディシプリン教育法・育児法が普及し、学校及び家庭で実践されるようになる。
- ・ 子どもの福祉や教育等に携る人材が子ども保護に関する体系的知識・技術を身につける。
- ・ 子どもが学校、家庭及び地域社会で体罰やその他の身体的・精神的暴力から守られ、万が一その被害を受けた場合には、適切な保護を受けることができる環境ができる。

⑤公立学校における体罰削減のための改訂教育法冊子開発及び普及事業

改正教育法を分かりやすく解説したポケットサイズの冊子を作成・普及する。

[地域] 事業地域：ウランバートル市

[対象人数] 公立学校教員 400 名、生徒 5000 名

[活動の紹介]

- ・ 改正教育法を分かりやすく解説した冊子を作成し、教員及び生徒に対して冊子活用説明会を実施して配布する。
- ・ 冊子の全国普及・定着を目指し、メディアを活用した啓発活動を実施する。

[主な資金の使途] 冊子開発・普及費、印刷費、啓発活動費など。

[期待される成果]

- ・ 校長を含む学校教員が体罰を禁止している改正教育法を正しく理解することで、公立学校において体罰を戒める意見・行動が広がる。
- ・ 生徒が公教育の現場で自らに保障されている権利を正しく理解することで、公教育において体罰を戒める意見・行動が広がる。

⑥障害児のためのリハビリテーション・センター拡張及び器具拡充支援

障害児のためのリハビリテーション・センターの拡張及びリハビリテーション器具の拡充を行う。

[地域] 事業地域：ウランバートル市チョイバルサン地区

[対象人数] 障害児約 200 名、保護者約 400 名

[活動の紹介]

- ・ リハビリテーション・センターの拡張
- ・ リハビリテーション器具の拡充
- ・ 器具使用法・管理法に係るスタッフ研修

[主な資金の使途] センター拡張費、リハビリテーション器具拡充費、研修費など。

[期待される成果]

- ・ 拡張されたリハビリテーション・センターで、より多くの障害児が適切な運動機能、心理機能及び学習機能発達のサポートを受けられるようになる。
- ・ 障害児が個々の障害に合わせたより適切な機器を使い運動機能、心理機能及び学習機能発達のサポートを受けられるようになる。

2. 緊急援助事業

(1) ヨルダン

イラク人就学前幼児の緊急教育支援事業

ヨルダンで避難生活を送るイラク人幼児と、彼らの受け入れ先と一緒に学習するヨルダン人幼児の教育支援を行う

[地域] 事業地域：ザルカ、イルビッド、マフラック

[対象人数]4,700 名

[活動の紹介]

- ・ イラク人家庭へのアウトリーチ・地域ボランティア活動
- ・ 早期幼児教育指導者育成（カリキュラム・幼稚園指導者研修）
- ・ 心理社会サポート指導者育成（ホームベースケア研修）
- ・ 就学前幼児教育施設修復
- ・ イラク人親と子どもセンター設置・スタートアップ支援

[主な資金の使途]修復工事費、教材・玩具・図書の整備、研修費

[期待される成果]

- ・ 当該地域の早期幼児教育設備が整備され、教育環境が向上する
- ・ 幼稚園教師の教授法が改善され、教育の質が向上する
- ・ 研修後は教職員や施設長が独自の教授法・発想方法を活かし、他の職員への指導も行えるようになる
- ・ ホームベースケア研修により、イラク人の子どもが今後教育を受けることができないう状況になってもある程度教育水準を保てるようになる
- ・ 今後他の公立幼稚園運営に指針を示せるようなモデルケース(早期幼児教育、緊急避難民支援など)となる

(2)パキスタン

水害被災者支援—シェルター供与、毛布配布、医療支援事業

水害被災者に対し生活物資配給と保健・衛生支援を行う

[地域]事業地域：バロチスタン州ケチ地区

[対象人数]直接裨益者 約 5,600 名、病院通院患者 約 108,600 名

[活動の紹介]

- ・ 住居用シェルターの資材及び毛布の配布
- ・ 被災民に対する衛生促進活動
- ・ 新生児と子どものケア及び病気抑制に関する研修実施
- ・ (小児) 緊急医療設備整備

[主な資金の使途]施設整備費、研修費、住居用シェルター材料、配給物資

[期待される成果]

- ・ 基本保健・医療が整備される
- ・ 被災者・避難民が緊急医療サービスを利用できるようになる
- ・ 母子保健従事者の意識、知識および技術が向上する
- ・ マラリア、急性呼吸器感染症などの発症件数や合併症が削減する
- ・ 公共緊急医療体制の基本的な設備および技術が強化される

(3)ネパール

水害被災者包括的緊急支援事業

被災地の貧困層の子どもたちとその家族の生活、衛生、教育環境を整える

[地域] 事業地域：サブタリ郡、ダヌシャ郡、マホタリ郡、バルディア郡、カイラ
リ郡

[対象人数]約 180,000 名

[活動の紹介]

- ・教育（学校校舎・幼稚園修繕、学校備品提供、教材配布）
- ・食糧（栄養摂取パッケージ提供、食糧配布）
- ・生活必需品（衣服の提供、生活用品の提供）
- ・保健・衛生（一般薬品の配布、児童用薬剤の配布、幼児及び母親への学校回診、蚊帳の配布）

[主な資金の用途]教育施設修繕工事、教材、供給物資費用、学校回診

[期待される成果]

- ・被災した子どもたちとその家族の生活環境・衛生環境が水害前の状況にできる限り近づくようになる
- ・被災した子どもたちが安全に学習活動を行えるようになる
- ・下痢、目や皮膚、呼吸器、動物媒介の疾患が削減される

(4)インドネシア

スマトラ島南西沖地震被災者支援—学校テントおよび教室備品供与事業

地震被災地の子どもたちが、安全な環境下で学習活動を再開するための支援を行う

[地域] スマトラ島ベンクル州ムコムコ県

[対象人数]約 14,160 名

[活動の紹介]

- ・被災により使用不可能となっている教室に対する、仮校舎としての学校テントの供与と床整備（雨季への対応）
- ・テントで使われる教室備品の供与

[主な資金の用途]学校テント、床整備の材料、教室備品購入

[期待される成果]

- ・被災地の子どもたちが仮校舎で安全に学習活動を行えるようになる
- ・子どもたちが被災による精神的負担を取り除き日常感を取り戻す
- ・州教育局の指導のもとにテントの維持管理が学校と県政府により行われる
- ・学校とコミュニティがテント維持に関する知識とスキルを取得する

(5)シリア

イラク難民のための緊急教育支援事業

難民児童受け入れのためのシリア学校・教育システム強化
(調査予定・詳細未定)

(6)スリランカ

国内避難民のための緊急教育支援事業

国内避難民に対する教材配布・施設整備など
(調査予定・詳細未定)

3. 子どもの権利推進事業 「チャイルド・ライツ・センター」活動

(1)日本の子どものための教育事業 “Speaking Out”

- ①日本の子どもの国際理解・子どもの権利の意識を向上するための活動を行う
- ②権利の主体者である子ども育成に関わる市民活動の担い手として、ボランティアを育成するための活動を行う

[対象人数]小学校～高校生の子ども約 2,000 人

[活動の紹介]

- ・スピーカー（ボランティア講師）を学校や子どもの集まるイベントに派遣し、国際理解や子どもの権利に関する参加型学習プログラムを実施する。
- ・トレーニングおよびワークショップの実施等により、スピーキングアウトに携わるボランティアを育成する
- ・事業地取材などにより、プログラム作成に必要な資料・情報を集めると同時に、ポスター教材および国内の課題を扱った新規プログラムの開発を進め、プログラム内容の充実を図る
- ・スピーキングアウトにより多くの子どもが参加できるよう、地方展開をはかる
- ・スピーキングアウトの「立案・実施・モニタリング・評価」に積極的に子どもが参加できるようにする一方で、子ども参加の取り組みを文書化していく

[期待される成果]

- ・小学生～高校生の子どもの国際理解や子どもの権利に関する意識が向上される。
- ・日本国内における子どもの参加が推進される。
- ・ボランティア含めて、Duty bearer である大人の子どもの権利に関する意識が向上する

(2)子どもたちへのアンケート・調査の実施

子どもへのアンケートやヒヤリングを通じて、子どもたちの声を聴取する。集められた子どもの声や意見を「チャイルド・ライツ・センター」活動へ反映させる。

[対象人数]延べ 500 名程度

[活動の紹介]

- ・ Speaking-out 教育教材作成時、子どもによる評価を実施する。
- ・ 「子どもの権利」基盤型アプローチ研修教材へ子どもの声を反映させる。
- ・ 「虐待、育児放棄などにあった子どもの声」（青年期に至っている子ども）を聴く。
- ・ 体罰に対する意識アンケートを広域で実施する。集められた統計結果は、2008 年度に実施予定の「積極的なしつけ」運動で使用する。

[期待される成果]

- ・ 調査結果が「チャイルド・ライツ・センター」活動に利用される。
- ・ 子どもたちの現状、実態の把握に役立てられる。
- ・ 子どもたちの社会参加意識の醸成、意見表明機会の提供となる。

(3)子どもの権利 推進のための連携形成・強化事業、市民一般への訴求

「子どもの権利」理解の推進が広域で行われるように、国内外のネットワーク形成・強化を行う。

[活動の紹介]

- ・ 「子どもの権利」理解推進教材を開発し、ネットワーク化のための研修教材、ガイド本として利用する。
- ・ 子どもの権利関連情報を国内外へ発信するためのシステム/メカニズムを構築する。
- ・ 「子どもの権利」関連シンポジウムを実施する。
- ・ SCスウェーデン出版の「Positive Discipline」（積極的なしつけ）を翻訳し、SCJが既に構築している企業などとの連携を通じて、本ガイドを社会へ周知する。

[期待される成果]

- ・ 民間組織 10 以上との連携が形成される。
- ・ 「子どもの権利」推進に係わり公的機関とのパイプが形成される。
- ・ 次年度以降に備え、「子どもの権利」推進のベースライン（訴求能力の数値化）が図られる。

以上